

2017 年度神戸市海外ビジネスコーディネーター（ドイツ）の
業務内容及び委託経費について

1. 主な業務内容

- 医療関連企業をはじめとする外国・外資系企業の神戸市への誘致
- 神戸市内企業の海外展開支援
- 農水産物など「神戸の食」の海外展開
- その他神戸市のシティプロモーションに関する業務（インバウンド観光誘致等）

2. 基本委託料（年額 120 万円）

- (1) 月例活動報告書の作成及び神戸市への提出
- (2) 業務管轄地域の最新の産業・経済動向の収集及び神戸市への報告（3 か月に 1 回、A4 用紙（※1 枚 1,600 字程度）で 2～3 枚程度。様式自由）
- (3) 日常得た神戸市にとって有益と思われる業務管轄地域の個別情報の神戸市への報告
- (4) 神戸市が送付する各分野の PR パンフレット等の配布、配布先情報の神戸市への報告
- (5) (4) の活動などを通して神戸市に関心を持った企業等への訪問ヒアリング（年間 5 件までは基本委託料の範囲内での活動とします。）及び議事録（様式自由）の神戸市への提出
- (6) 業務遂行にかかる神戸市との打ち合わせ（必要に応じて Skype 等で実施）

3. 実績委託料（上限年額 180 万円）

- (1) 企業等への訪問ヒアリング及び議事録の神戸市への提出

項目	実績委託料対象	金額
神戸市に関心を持った企業等への訪問ヒアリング及び議事録の神戸市への提出	・年間 5 件を超えて訪問ヒアリング及び議事録の提出があった場合 (ただし、訪問ヒアリングの前に神戸市と協議してください。)	5 件を超えた部分 1 件につき 10,000 円 ※年間 5 件までは、基本委託料対象の範囲内とします。

(2) 企業誘致、神戸市内企業の海外展開支援等

項目	実績委託料対象	金額
①有力誘致候補企業（投資に一定の権限を有する幹部社員に限る）と神戸市職員との面談アレンジ及び同席	面談（Skype 等でも可）が実現した場合	200,000 円／1 社 （同一企業と複数回の面談があった場合であっても全体で1社としてカウントする。）
②産業クラスターの支援機関（マネージャークラス以上）と神戸市職員との面談アレンジ及び同席	面談（Skype 等でも可）が実現した場合	50,000 円／1 機関 （同一機関と複数回の面談があった場合であっても全体で1機関としてカウントする。）
③見本市等への参加及び神戸市の関心事項についてのレポート（神戸市の関心事項は事前にお知らせします）	見本市等への参加及びレポートの提出があった場合	100,000 円／1 見本市 ※A4 5 枚以上（1 枚は1,600 字程度）を目安とする。
④神戸市内企業と欧州企業とのビジネスマッチング支援	具体的な商談につながるような企業間の面談が実現した場合	100,000 円／1 件

※①～④はいずれも神戸市の依頼に基づいて行うものとします。

(3) 専門調査

項目	実績委託料対象	金額
神戸市の依頼に基づく各産業分野等における専門調査	調査及びレポートの提出があった場合	100,000 円／1 件 ※A4 5 枚以上（1 枚は1,600 字程度）を目安とする。
	調査のために他の機関等への訪問ヒアリングを行った場合（ただし、必要性について事前に神戸市と協議してください。）	20,000 円／1 機関

(4) メディアの招聘

項目	実績委託料対象	金額
神戸市が指定する分野のメディア（テレビ・新聞・雑誌等）への神戸の取材アレンジ	取材に基づくメディア発信が実現した場合	100,000 円／1 件

(5) 神戸市職員又は神戸市内企業の出張支援

項目	実績委託料対象	金額
神戸市職員及び神戸市内企業の出張訪問先のアレンジ及びアポイントメント取得	アポイントメント取得	20,000 円／1 件
	訪問アテンド	10,000 円／半日

(6) 実費等

項目	実績委託料対象	実績委託料
コーディネーター活動のために必要となる実費（航空運賃、長距離鉄道等[エコノミークラス等に限る]、見本市登録料など） ※航空機、長距離鉄道等を使用しない近距離での移動に係る経費は基本委託料に含まれます。	左記の実費 ・対象範囲については、事前に神戸市と協議を行ってください。	実費 ・支出の証拠となる書類を保管し、神戸市の求めに応じて提出してください。
業務管轄地域内での国外出張	国外出張に伴う宿泊費・日当	神戸市の旅費規程に基づく。

※海外出張を伴う活動については、事前に神戸市に、目的・行程・活動内容及び経費概算等を記載した出張計画書を提出し、承認を受けてください。

※宿泊費・日当については、神戸市職員の旅費規程に準じ、実際の所要額に関わらず定額での支払といたします。ただし、実際の宿泊価格が旅費規程に定める定額を超える場合であって、当該宿泊先の選定に必要性・合理性があると神戸市が認めるときは、実際の宿泊価格での支払といたします。